

「ケアライン 119」の利用に関する同意書

「ケアライン119」の利用に関して次の事項について同意します。

1. 電話番号を「非通知」にしている場合は、「通知」に設定いたします。
2. ケアライン 119 受信センターに通報したことによるセンターからの容体確認電話に応答しない場合は、近隣協力者、消防職員その他の関係者の住宅への立ち入りを認めます。
3. 2. により住宅への立ち入りが行われた場合には、住宅等の一部に破損が生じて、その賠償補償も求めません。(故意の場合は除く。)
4. 2. による住宅への立ち入り又は緊急搬送が行われた以降の住宅の管理責任については、近隣協力者、消防職員、その他関係者にその責任を問いません。
5. 親族等との同居、転居等この申込みの内容に変更があるときや「ケアライン 119」の利用を必要としなくなったときは、速やかに管轄消防署に届け出をします。
6. 次のいずれかの場合は、「ケアライン 119」の利用を打ち切られても、異議は申し立てません。
 - ①本利用申込み条件に合わなくなったとき。
 - ②救急及び火災要請等、適正な緊急通報が行われなとき。
 - ③親族等との同居・市外への転出・施設への入所等、「ケアライン 119」の利用対象者としての条件を満たさなくなったとき。
 - ④その他、神戸市消防長が利用の必要がないと認めたとき。
7. 通報の際の電話料金について負担します。
8. 福祉局と消防局が連携し、見守り活動に必要な情報を共有することを了承します。

お問い合わせ先

●消防機関

TEL ☎

FAX ☎

東灘消防署	843-0119	854-3119
灘消防署	882-0119	802-7119
中央消防署	241-0119	261-1119
兵庫消防署	512-0119	531-1119
北消防署	591-0119	594-1119
長田消防署	578-0119	578-2119
須磨消防署	735-0119	734-4119
垂水消防署	786-0119	786-1119
西消防署	961-0119	961-1119
水上消防署	302-0119	303-3119
消防局予防課	325-8510	325-8525

●区役所保健福祉部

TEL ☎

東灘区役所	841-4131
灘区役所	843-7001
中央区役所	335-7511
兵庫区役所	511-2111
北区役所	593-1111
北神区役所	981-5377
長田区役所	579-2311
須磨区役所	731-4341
北須磨支所	793-1212
垂水区役所	708-5151
西区役所	940-9501

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

緊急通報システム

ケアライン119



神戸市



United Nations
Educational, Scientific and
Cultural Organization

City of Design
KOBE

Member of the UNESCO
Creative Cities Network
since 2008